

## 短時間労働者に厚生年金の適用を拡大する場合の対象者数の推計

### 1. 推計方法

平成13年公的年金加入状況等調査（平成13年10月、社会保険庁）におけるフルタイムでない雇用者（登録型派遣社員を除く）の勤務先の組織経営規模・事業の種類別分布に基づいて、厚生年金適用事業所に勤務するパートタイム労働者（所定労働時間・日数が一般労働者の4分の3未満の者）の人数を推計し、これにパートタイム労働者に係る常用雇用指数の比（平成14年度の指数／平成13年度の指数）を乗じて適用拡大対象者数の推計のための母数とした。

平成13年パートタイム労働者総合実態調査（平成13年10月、厚生労働省）における週所定労働時間30時間未満のパートタイム労働者に係る週所定労働時間・前年年収階級別分布に基づいて、適用基準を変えた場合に新たに適用となる者の割合を推計し、上記の母数に乗じることにより適用拡大対象者数を推計した。

### 2. 推計の基礎となる統計

○平成14年度毎月勤労統計調査におけるパートタイム労働者に係る常用雇用指数（事業所規模5人以上、平成12年平均＝100）

年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
指数	94.4	97.5	101.2	104.6	108.5

○平成13年公的年金加入状況等調査における「フルタイムでない雇用者（登録型派遣社員を除く）」の公的年金加入状況別・組織経営規模別人員

（カッコ内は不詳を除く計に対する構成割合）

（単位：千人）

	計	個人5人未満	個人5人以上	法人(国等含む)	不詳
計	6,317	953 (16.0%)	1,210 (20.3%)	3,791 (63.7%)	362
1号	2,520	523 (22.7%)	496 (21.6%)	1,282 (55.7%)	218
3号	2,440	233 (9.8%)	473 (20.0%)	1,663 (70.2%)	70
非加入	1,358	197 (15.3%)	241 (18.6%)	846 (65.9%)	74
20～59歳	176				

○平成13年公的年金加入状況等調査における「個人5人以上事業所勤務のフルタイムでない雇  
用者（登録型派遣社員を除く）」の公的年金加入状況別・業種別人員

（カッコ内は不詳を除く計に対する構成割合）

（単位：千人）

5人以上個人 事業所勤務	計	「農林水産業」、「飲食店」、「旅館 ・理美容」及び「その他サービス業」	その他の業種	業種不詳
計	1,210	495 (41.4%)	701 (58.6%)	13
1号	496	204 (41.4%)	289 (58.6%)	4
3号	473	185 (39.6%)	282 (60.4%)	6
非加入	241	107 (45.0%)	131 (55.0%)	3

（注）5人以上の個人事業所は、「農林水産業」、「飲食店」、「旅館・理美容」及び「その他サービス業」につ  
いては厚生年金任意適用、その他の業種については強制適用である。

○平成13年パートタイム労働者総合実態調査における週所定労働時間・年収階級別分布

(単位：%)

前年の年収	週所定労働時間			
	20時間未満	20～25時間	25～30時間	計
万円以上 万円未満 ～ 65	18.3	8.6	4.1	31.0
65 ～ 103	13.0	20.3	15.5	48.7
103 ～ 130	1.7	3.1	3.7	8.5
130 ～	4.2	4.0	3.7	11.8
計	37.1	36.0	27.0	100.0

(注) 週所定労働時間30時間未満の者(前年の年収不詳を除く)に係る分布である。

### 3. 推計結果

#### ○パートの適用事業所勤務割合の推計

	100%	-	5人未満個人割合	-	5人以上個人割合	×	非適用業種割合	=	結果
計	100%	-	16.0%	-	20.3%	×	0.414	=	75.7%
1号	100%	-	22.7%	-	21.6%	×	0.414	=	68.4%
3号	100%	-	9.8%	-	20.0%	×	0.396	=	82.3%
非加入	100%	-	15.3%	-	18.6%	×	0.450	=	76.3%

#### ○平成14年度ベースの適用拡大対象者数の母数の推計

フルタイムでない雇用者 適用事業所勤務割合 14年度指数 / 13年度指数 適用拡大対象者の母数  
(登録型派遣社員を除く)

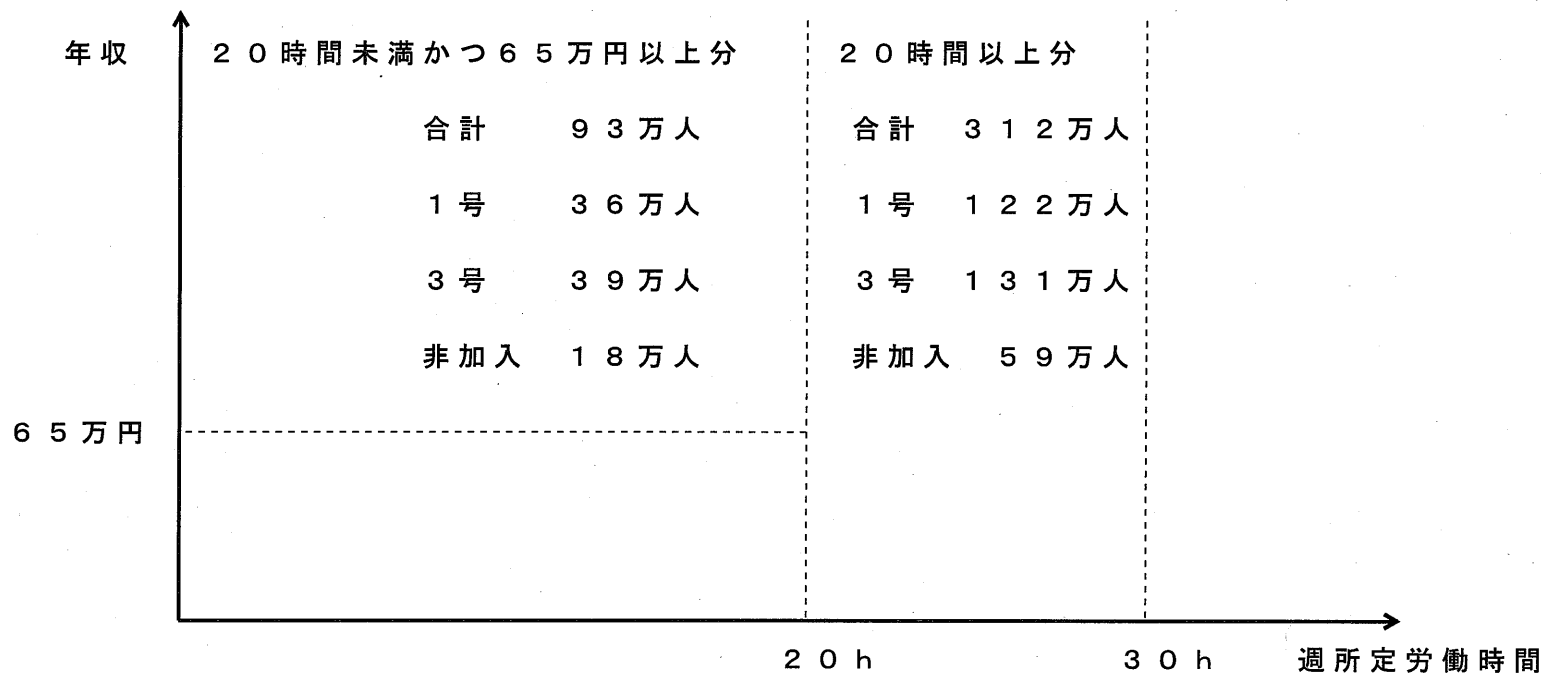
$$6,317 \text{ 千人} \times 75.7\% \times 108.5 / 104.6 = 4,960 \text{ 千人}$$

#### ○適用拡大対象者数の推計

(週所定労働時間20時間以上または年収65万円以上を適用基準とする場合)

20時間以上分	4,960千人	×	62.9%	=	312万人
20時間未満かつ 年収65万円以上分	4,960千人	×	18.8%	=	93万人
合計					405万人

○適用拡大対象者に係る公的年金加入状況別内訳の推計（下図のとおり）  
 （パート全体の公的年金加入状況別適用事業所勤務割合に基づき推計）



（注）公的年金非加入者のうち20～59歳の者は「1号」に含め、「非加入」には、  
 20歳未満又は60歳以上の者のみを区分している。

**短時間労働者に厚生年金の適用を拡大した場合の年金財政への影響  
(制度成熟時を想定した適用拡大対象者1人当りの粗い試算-給付水準維持方式)**

総報酬月額	保険料収入	厚生年金の 支出増分	給付水準維持方式	
			基礎年金分	報酬比例分
5万円	13.9万円	17.2万円	9.8万円	7.4万円
8万円 (現在の平均値)	22.2万円	21.6万円	9.8万円	11.8万円
10万円	27.7万円	24.6万円	9.8万円	14.8万円

注1. 保険料収入は、制度成熟時を想定して、給付水準維持方式における最終保険料率23.1%を各々の総報酬月額に乗じて1.2倍することにより、年間の保険料収入を算定した。

2. 基礎年金分の支出増分は、給付水準維持方式における国民年金の最終保険料月額20,500円(平成11年度価格)を用い、適用拡大の対象となる短時間労働者の4割(適用拡大対象の短時間労働者に占める第1号被保険者等の割合の推定値)について、厚生年金が新たにこの額を負担することになるものとして算定した。(20,500円×12月×0.4=9.8万円)

3. 報酬比例分の支出増分は、当該総報酬月額で1年間加入することに伴い増加する年金の総額(平成11年度価格)を受給期間を25年(女子の将来生命表に準拠)として算定した。なお、裁定後における年金額の改定が物価スライドであることの財政効果(約1割)を反映して0.9を乗じた。  
(8万円×5.481/1000×12月×25年×0.9=11.8万円)

4. 平成13年パートタイム労働者総合実態調査における所得分布によれば、適用拡大対象者の平均総報酬月額は約8万円と推計される。

短時間労働者に厚生年金の適用を拡大した場合の年金財政への影響  
 (制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算-給付水準維持方式)

(1) 週所定労働時間20時間以上を適用基準とする場合  
 (312万人の適用拡大を仮定)

(平成11年度価格)

総報酬月額平均	厚生年金の保険料収入増分①	厚生年金の支出増分②	収支差 (①-②)
5万円の場合	4,300億円	5,400億円	△1,000億円
8万円の場合 (現在の平均値)	6,900億円	6,700億円	200億円
10万円の場合	8,600億円	7,700億円	1,000億円



(2) 週所定労働時間20時間以上又は年収65万円以上を適用基準とする場合  
 (405万人の適用拡大を仮定)

(平成11年度価格)

総報酬月額 の平均	厚生年金の保険 料収入増分 ①	厚生年金の支出 増分 ②	収 支 差 (①－②)
5万円の場合	5,600億円	7,000億円	△ 1,300億円
8万円の場合 (現在の平均値)	9,000億円	8,700億円	200億円
10万円の場合	11,200億円	10,000億円	1,300億円

**短時間労働者に厚生年金の適用を拡大した場合の年金財政への影響**  
**(制度成熟時を想定した適用拡大対象者1人当りの粗い試算-保険料固定方式)**

総報酬月額	保険料収入	厚生年金の 支出増分	基礎年金分	
			基礎年金分	報酬比例分
5万円	12.0万円	15.2万円	8.7万円	6.5万円
8万円 (現在の平均値)	19.2万円	19.1万円	8.7万円	10.4万円
10万円	24.0万円	21.7万円	8.7万円	13.0万円

注1. 保険料収入は、制度成熟時を想定して、保険料固定方式における最終保険料率20%を各々の総報酬月額に乗じて1.2倍することにより、年間の保険料収入を算定した。

2. 基礎年金分の支出増分は、保険料固定方式における国民年金の最終保険料月額18,100円(平成11年度価格)を用い、適用拡大の対象となる短時間労働者の4割(適用拡大対象の短時間労働者に占める第1号被保険者等の割合の推定値)について、厚生年金が新たにこの額を負担することになるものとして算定した。(18,100円×12月×0.4=8.7万円)

3. 報酬比例分の支出増分は、当該総報酬月額で1年間加入することに伴い増加する年金の総額(平成11年度価格)を受給期間を25年(女子の将来生命表に準拠)として算定した。なお、裁定後における年金額の改定が物価スライドであることの財政効果(約1割)を反映して0.9を乗じ、また、給付水準調整割合12%を反映して0.88を乗じた。  
 (8万円×5.481/1000×12月×25年×0.9×0.88=10.4万円)

4. 平成13年パートタイム労働者総合実態調査における所得分布によれば、適用拡大対象者の平均総報酬月額は約8万円と推計される。

短時間労働者に厚生年金の適用を拡大した場合の年金財政への影響  
 (制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算-保険料固定方式)

(1) 週所定労働時間20時間以上を適用基準とする場合  
 (312万人の適用拡大を仮定)

(平成11年度価格)

総報酬月額平均	厚生年金の保険料収入増分①	厚生年金の支出増分②	収支差 (①-②)
5万円の場合	3,700億円	4,700億円	△1,000億円
8万円の場合 (現在の平均値)	6,000億円	6,000億円	30億円
10万円の場合	7,500億円	6,800億円	700億円

(2) 週所定労働時間20時間以上又は年収65万円以上を適用基準とする場合  
 (405万人の適用拡大を仮定)

(平成11年度価格)

総報酬月額平均	厚生年金の保険料収入増分 ①	厚生年金の支出増分 ②	収支差 (①-②)
5万円の場合	4,900億円	6,200億円	△1,300億円
8万円の場合 (現在の平均値)	7,800億円	7,700億円	40億円
10万円の場合	9,700億円	8,800億円	900億円